

# 保育料の多子世帯およびひとり親世帯への軽減について

## 【対象者は？】

- ① 年収が約360万円未満相当(※1)の多子世帯
    - 1号認定子ども(幼稚園) : 世帯の市町村民税所得割合算額が**77,101円未満**
    - 2・3号認定子ども(保育所) : 世帯の市町村民税所得割合算額が**57,700円未満**
  - ② 年収が360万円未満相当(※1)のひとり親世帯等(※2)
    - 全ての認定子ども : 世帯の市町村民税所得割合算額が**77,101円未満**
- (※1) 年収が360万円未満であっても市町村民税が基準額より高い場合は対象になりません。  
 (※2) ひとり親世帯等 : 母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭・世帯内に障がい者のいる家庭

## 【軽減の内容は？】

- ① 多子世帯として判断する際の子どもの年齢を撤廃します。

対象外の世帯 (市町村民税額が基準額以上)	
認定区分	上限
1号認定 (幼稚園)	小学3年生までの子ども
2・3号認定 (保育所)	就学前までの子ども



対象となる世帯 (市町村民税額が基準額未満)	
認定区分	上限
1号認定 (幼稚園)	年齢制限なし (生計同一者に限る)
2・3号認定 (保育所)	

- ② ひとり親世帯等への優遇措置を拡充します。

対象外の世帯 (市町村民税額が基準額以上)	
第1子	全額負担
第2子	1号認定 : 半額負担 2・3号認定 : 1/4額負担
第3子以降	無料



対象となる世帯 (市町村民税額が基準額未満)	
第1子	1号認定 : 半額負担 2・3号認定 : 1/4額負担
第2子以降	無料

## 1号認定(教育認定)保育料

(幼稚園および認定こども園の1号認定者)

階層区分	定義	町区分	国基準	町保育料	
第1	生活保護世帯	A	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯) ひとり親・障がい者の世帯等 その他の世帯	B1	3,000 (0)	0 3,000 ※第2子以降は0円	
		B2			
第3	市町村民税所得割	20,000円以下	10,100 (3,000)	C1	6,300
		20,001円以上 48,600円以下		C2	8,300
		48,601円以上 77,100円以下		C3	10,100
第4	市町村民税所得割	77,101円以上 144,000円以下	20,500	D1	14,000
		144,001円以上 211,200円以下		D2	16,800
第5	市町村民税所得割	211,201円以上	25,700	D3	22,000

※幼稚園年少から小学校3年までの児童から数えて、2人目(弟、妹)の利用料はこの表の金額の2分の1となります。3人目以降は無料です。

**【多子世帯軽減】**  
 ◇ 1号認定(幼稚園)はA階層からC3階層の方が対象になります。  
 ◇ 2号・3号認定(保育所)はA階層からC3階層の方とD1階層の一部の方が対象になります。

**【ひとり親世帯等軽減】**  
 ◇ 1号認定(幼稚園)はA階層からC3階層の方が対象になります。ただし、C1階層からC3階層の方は第1子の保育料が3,000円となります。  
 ◇ 2号・3号認定(保育所)はA階層からD1階層の方とD2階層の一部の方が対象になります。

上記以外の方は、軽減の取扱いにはなりません。

## 2・3号認定(保育認定)保育料

(認可保育所および認定こども園の2号3号認定者)

※ 年齢は4月1日現在のものが適用されます。

階層区分	定義	町区分	3歳未満児国基準		3歳未満児		3歳以上国基準		3歳以上児						
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間					
第1	生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0					
第2	市町村民税非課税世帯 ひとり親・障がい者の世帯等 その他の世帯	B1	9,000 (0)	9,000 (0)	0 9,000	0 8,800	6,000 (0)	6,000 (0)	0 6,000	0 5,800					
		B2													
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	C1	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)	13,000	12,700	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)	9,500	9,300					
		20,000円未満									C2	14,800	14,500	11,400	11,200
		20,000円以上 48,600円未満									C3	16,800	16,500	13,300	13,000
第4	市町村民税所得割	48,600円以上 65,000円未満	30,000	29,600	19,900	19,500	27,000	26,600	16,500	16,200					
		65,000円以上 80,000円未満									D1	25,700	25,200	22,800	22,400
		80,000円以上 97,000円未満									D2	30,000	29,400	27,000	26,500
第5	市町村民税所得割	97,000円以上 133,000円未満	44,500	43,900	34,000	33,400	41,500	40,900	31,600	31,000					
		133,000円以上 169,000円未満									D3	37,000	36,300	34,000	33,400
第6	市町村民税所得割	169,000円以上 235,000円未満	61,000	60,100	40,000	39,300	58,000	57,100	36,400	35,700					
		235,000円以上 301,000円未満									D4	41,000	40,300	37,600	36,900
第7	市町村民税所得割	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800	42,000	41,200	77,000	75,800	39,600	38,900					
第8	市町村民税所得割	397,000円以上	104,000	102,400	44,000	43,200	101,000	99,400	41,600	40,800					

※2人以上の児童が入所している場合、2人目(弟、妹)の保育料はこの表の金額の4分の1となります。3人目以降は無料です。(1人目の児童が幼稚園等の場合も同様)